

第1章 基本計画の策定にあたって

第1節 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨と改定の背景

一宮市では、平成16年4月に「一宮市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、市民団体・NPO*とともに様々な環境保全の取り組みを推進してきました。しかし、策定から10年が経過し、温室効果ガス総排出量の増加、生物多様性の保全と持続可能な利用など環境を取り巻く状況が大きく変化しています。また、オゾン層の破壊、酸性雨、黄砂や都市型・生活型公害など引き続き対応しなければならない問題も数多く残されています。

国においては、平成24年4月に「第4次環境基本計画」が策定され、持続可能な社会を構築する上で、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することを目指し、9つの優先的に取り組む重点分野のほか、震災復興、放射性物質による環境汚染対策の取り組みを定めています。

そこで、社会状況等の変化やこれまでの取り組みを踏まえ、「第6次一宮市総合計画」で掲げる目指すべき将来像である「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」の実現を環境面において補完・具体化するとともに、「一宮市環境基本条例」第3条に掲げる基本理念に基づき、「安全で快適な魅力あふれる環境都市」の実現に向け、必要な施策や行動を総合的かつ計画的に推進するため、新たな計画を策定しました。

一宮市環境基本条例（抜粋）

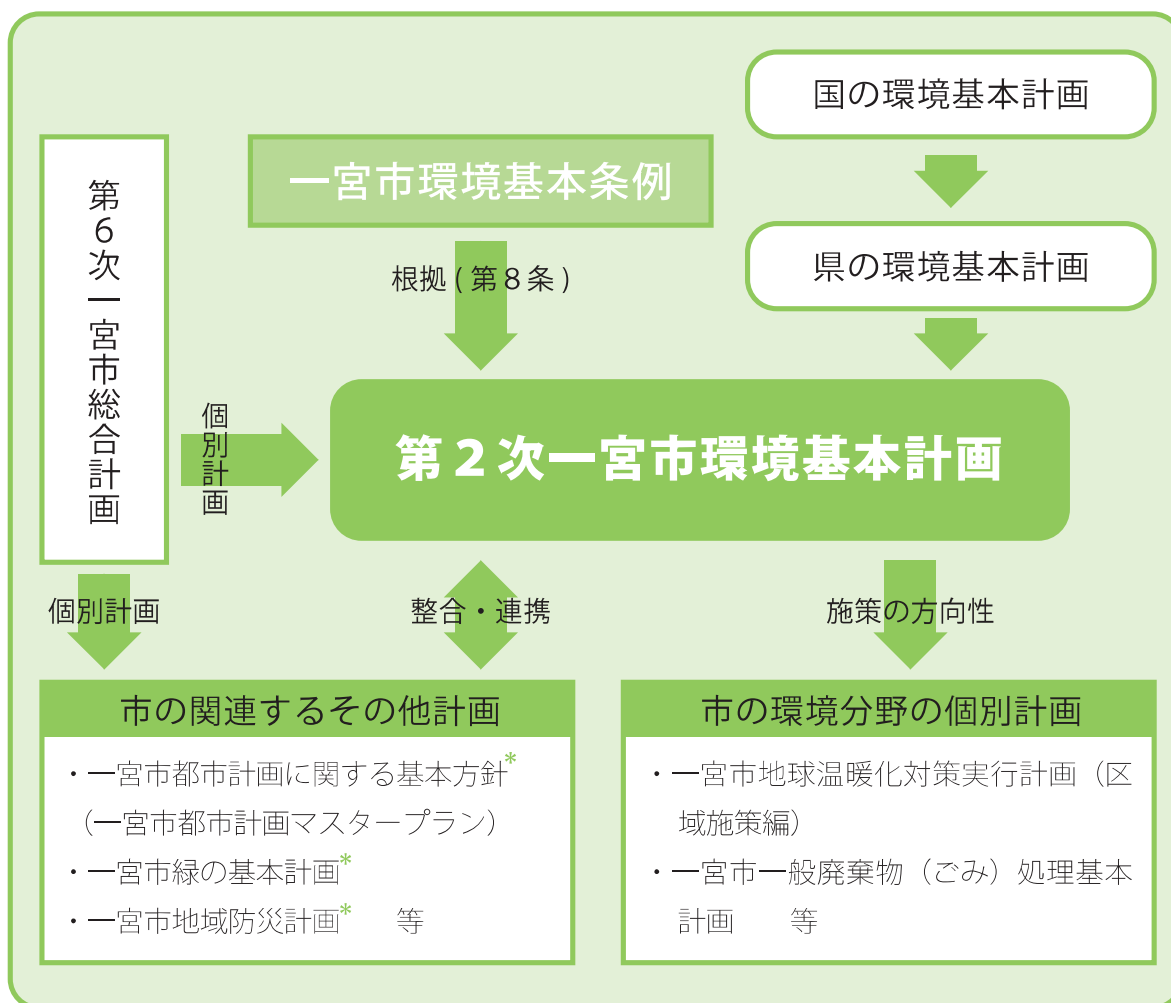
（基本理念）

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

2. 計画の位置付けと役割

本計画は、「一宮市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために策定するものです。また、「一宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)*」や、「一宮市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画*」等の環境分野の個別計画における施策に方向性を与えるものです。



■図1-1 環境基本計画の位置づけ

3. 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市民団体・NPO、市のそれぞれの主体が役割をはたし、互いに協働して取り組みを推進します。

市民

市民は、環境基本計画の最も重要な推進主体であることを自覚して環境保全活動を行います。今までの日常生活を見つめ直し、ごみの減量を心がけます。そして、エネルギーや資源を浪費しないようなライフスタイルを身に付けるなどの課題に取り組み、その行動を家庭・職場・学校などあらゆる生活の場において実践します。さらに、他の主体が実施する事業などに、積極的に参加・協力します。

事業者

事業者は、環境保全を企業活動の社会的責務のひとつとして再認識し、環境保全に向けた経営理念の確立や体制の整備を図るとともに、環境に配慮した事業活動を実践します。具体的には、自らの事業活動によって環境を汚染することなく、地域の自然環境の保全に努めます。さらに、良好な環境を創造していくために積極的に行動するとともに、他の主体が実施する事業などにも協力します。

市民団体・NPO

環境活動などを目的とした市民団体・NPOは、環境に関する地域のリーダーとしての役割が期待されていることを自覚し、他の主体との連携を図りつつ、地域で環境活動を率先して実践していきます。

市

市は、施策の構想、計画、実施の各段階で環境への配慮を盛り込み、計画目標の達成を目指します。また、推進主体となる市民、事業者、市民団体・NPOとのパートナーシップを形成し、環境保全のための行動が促進されるよう、環境に関する情報や環境学習の機会の提供に努めるなどの支援を行います。さらに、自らの事務事業を遂行するなかで、率先して環境に配慮した行動をしていきます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

計画の内容については、環境保全の状況や社会情勢の変化により、概ね5年後に計画の見直しを行うこととします。

1. 目指すべき環境像

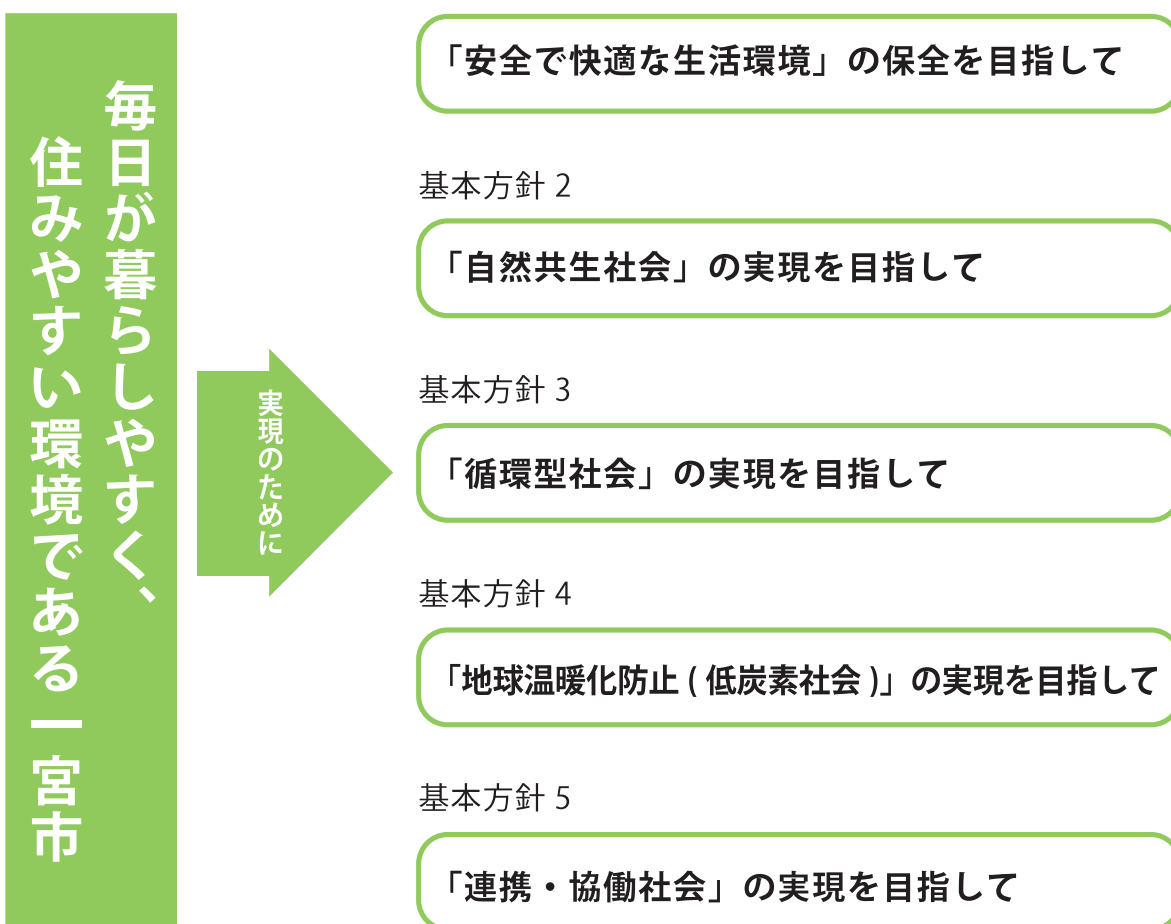
毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市

(第6次一宮市総合計画から)

一宮市は、木曾川をはじめとする幾筋もの河川が織りなす豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれています。市民が安心、安全かつ快適な暮らしを営む中で、この恵み豊かな環境を守り育てながら、環境に負荷の少ない持続可能な社会をつくり、住みやすく、幸せが感じられるまちづくりを目指します。

2. 基本方針

目指すべき環境像の実現のために、5つの基本方針を設定します。



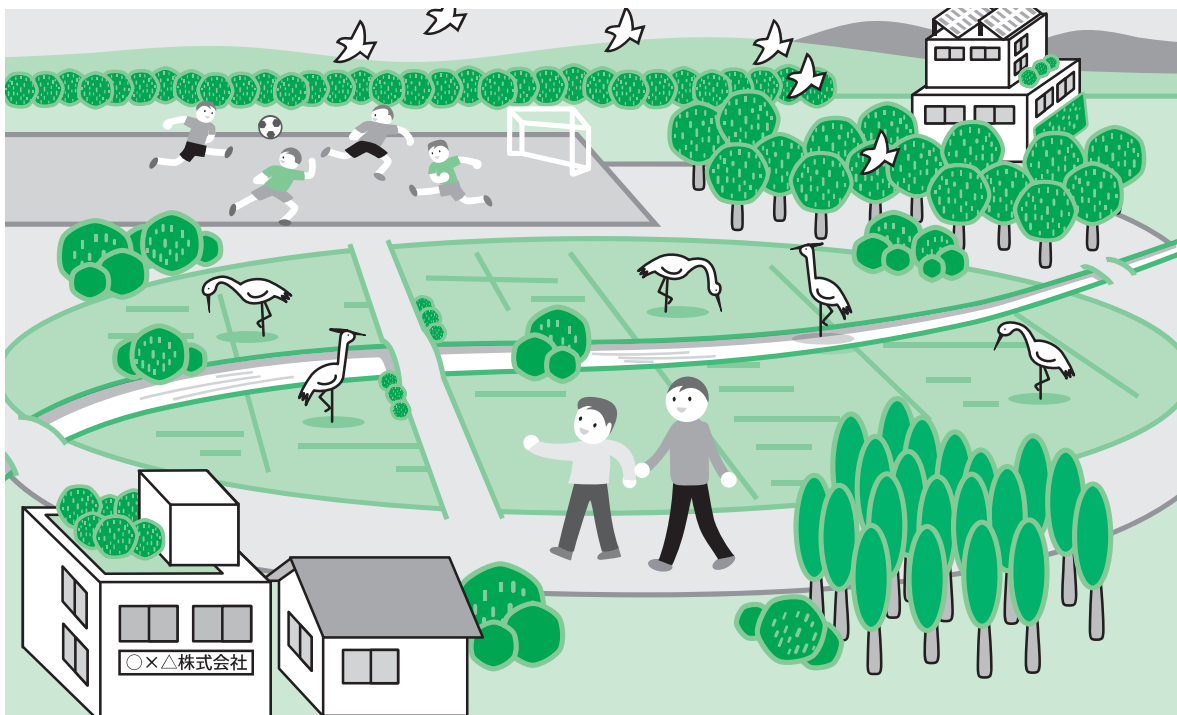
基本方針 1

「安全で快適な生活環境」の保全を目指して

私たちの目指す持続可能な社会は、人の健康や生活環境への被害が生じるおそれがないことが大前提となります。私たちの健康に直結する大気環境や水環境を良好な状態に保持するとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音・振動・悪臭などの都市型・生活型公害に対しても適切に対応していく必要があります。また、土壌汚染や大気中の汚染物質は、将来の世代へも悪影響を及ぼすおそれがあり、その対策が課題となっています。

さらに、東アジア地域における、急速な発展による国境を越えた大気汚染（微小粒子状物質（PM_{2.5}）*等）や原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散などの想定外の出来事による環境汚染についても、必要に応じて施策に反映させていくという柔軟な対応が必要です。

将来を担う子どもたちも安心して暮らせる一宮の「まちそだて」のため、経済の発展を保ちつつ、一人ひとりの環境に対する知識や意識をそだて、そして行動することによって、環境負荷の少ない「安全で快適な生活環境」の保全を目指します。



基本方針 2

「自然共生社会」の実現を目指して

山や森のない本市にとって、木曾川河川敷の河畔林、古くからの社寺境内の社寺林、散在する屋敷林*と田畑などの自然環境は、生きものの生息環境として、それを支える植物の生育環境として極めて重要な場所であるだけでなく、市民にとって憩いや安らぎを感じる場所となっています。私たちは、この残された貴重な自然環境を守り、育て、将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

また、市街地において自然とのふれあいの場となる公園や街路樹は、生物多様性に配慮するため、地域にあった樹種の利用や水と緑のネットワーク化などを計画的に推進する必要があります。

さらに、私たちのまちをより豊かにするためには、貴重な共有財産である歴史的・文化的景観を継承し、将来の世代に伝えることが必要不可欠であり、新たな魅力を生み出す重要な要素ともなります。

したがって、「まもる（残す・保全）」、「つくる（創出・整備）」、「つなぐ（ネットワーク化・学ぶ）」を基本として自然環境の保全・再生と都市の緑や水辺の保全・創造により、生物多様性を保全し、将来の世代にわたって自然と共に暮らし、自然からの恵み（生態系サービス*）を享受し続けられる「自然共生社会*」の実現を目指します。



基本方針 3

「循環型社会」の実現を目指して

私たちは自然界から資源を採取・利用し、不要となった様々な物質をゴミとして自然界に排出することで経済活動を行い、その恩恵を受けてきました。大量生産、大量消費、大量廃棄は、私たちの生活に物質的な豊かさをもたらしましたが、廃棄物の大量排出による最終処分場の不足や不法投棄等の不適正処理の増加など深刻な廃棄物問題を引き起こしました。その解決には、これまでのごみの減量・資源化施策の効果を維持しながら、さらなる減量・資源化を進めるとともに、ごみ処理の「見える化」により、市民一人ひとりがごみに関する意識を高め、具体的な行動を実践していくことが必要です。それにはすべてのものに尊敬と感謝の気持ちをもち、大切に作る心、つまり、「もったいない」という言葉を改めて認識し、その精神とごみの減量・資源化の取り組みが結び付くよう推進していくことが重要です。

このため、ライフスタイルの見直し、ごみの発生抑制、資源の有効活用、「もったいない」精神の社会への浸透などにより、環境への負荷が少ない市民参加型の「循環型社会」の実現を目指します。

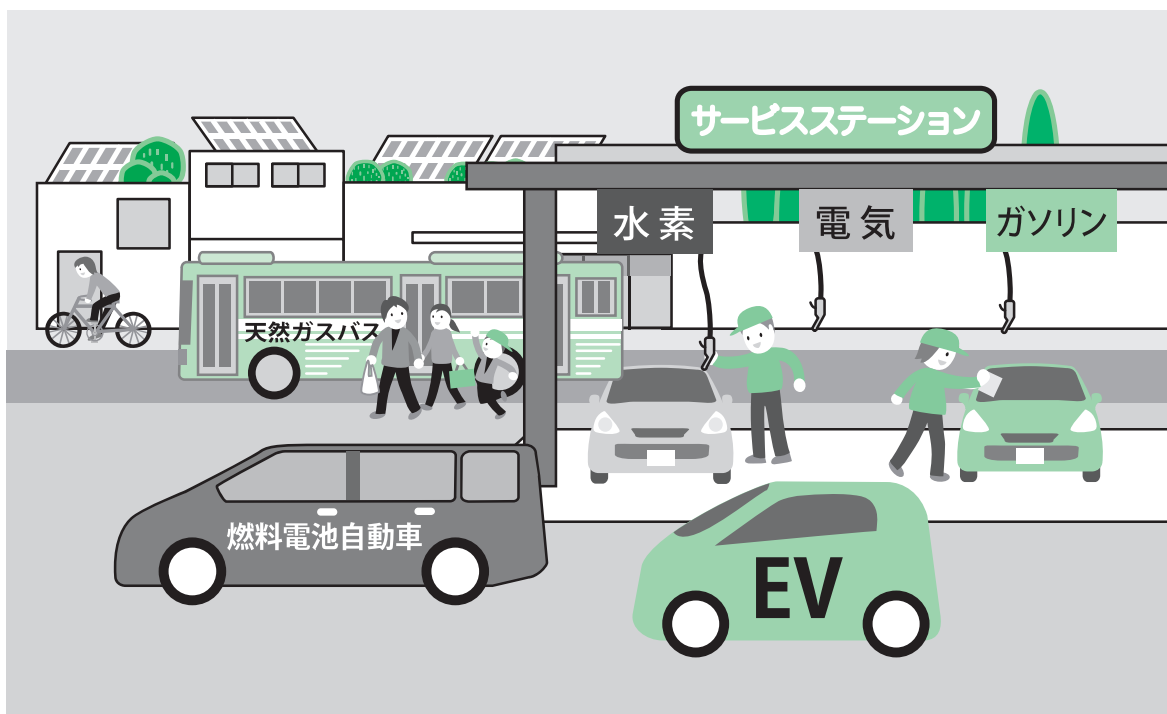


基本方針 4

「地球温暖化防止（低炭素社会）」の実現を目指して

私たちが、これまで創り上げてきた快適で豊かな社会は、石油などの化石燃料^{*}をエネルギー源として多量に消費し、温室効果ガスを排出することで成り立っています。また、核家族化が進み、ライフスタイルが大きく変化したことも、エネルギー消費の増加につながっており、私たちは、産業、運輸だけでなく家庭生活など、あらゆる分野における温室効果ガスの排出が、地球温暖化に多大な影響を及ぼしていることを理解しなければいけません。そのため、私たち一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、限られた資源の有効活用（省エネルギー）や再生可能エネルギー^{*}の利用を促進し、地球環境への負担が少ない行動へと転換していく必要があります。

地球環境に配慮したまちを形成するとともに、省エネルギーや再生可能エネルギー^{*}の活用技術の積極的な導入及び環境負荷の少ない交通体系の整備を進め、低炭素社会^{*}に貢献する産業を振興することにより、温室効果ガス排出を大幅に削減する「地球温暖化防止（低炭素社会）」の実現を目指します。



基本方針 5

「連携・協働社会」の実現を目指して

目指すべき環境像である「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」を達成するためには、市民、事業者、市民団体・NPO、市のそれぞれが役割や責務を自覚し、自発的な活動を促進するとともに相互に連携・協働する必要があります。そのためには、情報提供や交流する拠点の整備、人材の育成等の取り組みを総合的に推進し、子どもから高齢者まで全ての世代が環境問題について学ぶ場や機会を増やしていく必要があります。

このため、家庭生活、学校、地域社会、事業活動などのあらゆる場面で環境の保全と創造に取り組む仕組みを充実させるとともに、環境教育・環境学習の場や機会の拡充、各主体間のネットワークづくりなど、だれもが、環境活動に積極的に取り組む「連携・協働社会」の実現を目指します。



